

# 介護予防支援事業者 住吉北部あんしんすこやかセンター

## 運 営 規 定

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人神戸老人ホーム（以下「事業者」という）が実施する指定居宅介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業（以下「本事業」という。）は、要援護高齢者の相談に応じ、「本人ができることは本人ができる限り本人が行う」ことを基本とし、利用者の生活機能の向上に対する意欲を引き出すこと。また、サービス利用後の生活を分かりやすくイメージできるようにすること。具体的な日常生活における行為について、目標を明確にすること。セルフケアや地域の公的サービス、介護保険サービスを適切に利用できる計画を作成すること。達成状況を評価して必要に応じて計画の見直しを行うことを目的とする。

### (運営方針)

第2条 本事業は、利用者が介護を要する状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、以下のことを運営方針とする。

- 1 介護保険法令の遵守
- 2 医療との連携を重視
- 3 公正中立な介護予防支援の提供
- 4 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス計画の作成を行う。
- 5 神戸市、あんしんすこやかセンター、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、介護保険施設等他サービス事業者との連携に努め、多様な地域のネットワークを推進する。
- 6 利用者の人権の擁護、虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修を実施する。
- 7 感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築し業務継続に向けて計画などの策定、研修の実施、訓練などを行う。

### (事業所の名称)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 住吉北部あんしんすこやかセンター
- 2 所在地 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号 養護老人ホーム住吉苑内

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 住吉北部あんしんすこやかセンター（以下、本所）に勤務する職員の職員数は次のとおりとする。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 管理者       | 1名 |
| (2) 保健師または看護師 | 2名 |
| (3) 主任ケアマネジャー | 2名 |
| (4) 社会福祉士     | 2名 |

- (5) 地域支え合い推進員 1名
- (6) 介護支援専門員 3名
- (7) 事務員 1名

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日 祝日は営業（但し 12月31日から1月3日は休み）
- 2 営業時間 9時～17時30分
- 3 上記の営業日、営業時間のほかは、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防サービスの提供方法及び内容)

第6条 介護予防サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 介護予防サービス計画の作成

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者の家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握する。
- ② 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者や家族に提供し、利用者の選択を求める。
- ③ 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえで留意点などを盛り込んだ介護予防サービス計画の原案を作成する。
- ④ 介護予防サービス計画の原案に位置づけた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれの種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺う。
- ⑤ 介護予防サービスの原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い、利用者から文書による同意を得る
- ⑥ 医療系サービスを利用する際は主治医等の意見を求める。
- ⑦ 末期の悪性腫瘍になられた場合、主治医等の助言を得る。

2 介護予防サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供

介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行う。

3 サービス実施状況の把握・介護予防サービス計画等の評価

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努める。
- ② 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス計画の変更等を行う。

4 相談・説明

介護予防や介護保険制度に関することは、幅広く相談に応じる。

5 医療との連携・主治医への連絡

介護予防サービス計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用時に必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する機関や利用者の主治医との連携を図る。

(サービス提供の実施地域)

第7条 神戸市東灘区 住吉本町、住吉山手、住吉台 渦森台

(利用料金)

第8条 介護報酬の告示上の額とする。

2 サービス提供実施地域以外の地域の居住を訪問する場合には、それに要する交通費の実費

(1) 本所から片道 5キロメートル未満 400円

(2) 本所から片道 5キロメートル～10キロメートル未満 600円

(3) 本所から片道 10キロメートル以上の場合は、5キロメートル毎に100円加算

3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

(緊急時における対応方法)

第9条 職員は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第10条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。

3 この規定に定める事項のほか、本業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(附則)

この規定は平成18年6月1日から施行する。

この規定は平成19年3月1日から施行する。

この規定は平成19年10月16日から施行する。

この規定は平成20年5月1日から施行する。

この規定は平成21年4月1日から施行する。

この規定は平成21年7月1日から施行する。

この規定は平成22年4月1日から施行する。

この規定は平成22年5月1日から施行する。

この規定は平成23年4月1日から施行する。

この規定は平成23年5月1日から施行する。

この規定は平成23年12月1日から施行する。

この規定は平成24年3月1日から施行する。

この規定は平成24年4月1日から施行する。

この規定は平成24年5月1日から施行する。

この規定は平成25年2月1日から施行する。

この規定は平成25年3月1日から施行する。

この規定は平成25年4月22日から施行する。

この規定は平成25年10月1日から施行する。

この規定は平成26年4月1日から施行する。

この規定は平成27年2月1日から施行する。

この規定は平成27年4月1日から施行する。  
この規定は平成27年8月1日から施行する。  
この規定は平成29年3月1日から施行する。  
この規定は平成29年4月1日から施行する。  
この規定は平成29年9月1日から施行する。  
この規定は平成30年7月1日から施行する。  
この規定は平成31年1月1日から施行する。  
この規定は平成31年4月1日から施行する。

この規定は令和2年4月1日から施行する。  
この規定は令和2年10月1日から施行する。  
この規定は令和2年11月1日から施行する。  
この規定は令和2年12月1日から施行する。  
この規定は令和3年4月1日から施行する。  
この規定は令和3年5月1日から施行する。  
この規定は令和4年4月1日から施行する。  
この規定は令和4年9月1日から施行する。  
この規定は令和4年11月1日から施行する。  
この規定は令和5年1月1日から施行する。  
この規定は令和5年1月23日から施行する。  
この規定は令和5年7月10日から施行する。  
この規定は令和5年8月28日から施行する。